

南関東防衛局における行政考査に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

南関東防衛局における行政考査に関する達

改正 令和 2年10月12日南関東防衛局達5号

(趣旨)

第1条 この達は、地方防衛局の所掌事務に対する行政の考査の実施要領について(通達)(防官政第8406号。19.8.30)第12第1項の規定に基づき、南関東防衛局(以下「局」という。)における自体考査(以下「考査」という。)の実施及び考査結果の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(考査の目的)

第2条 考査は、業務の実施状況について、主として合規性、適正性、能率性等の観点から調査し、及び評価して、業務運営の改善事項を提示することを目的とする。

(実施体制)

第3条 考査は、局の職員で南関東防衛局長(以下「局長」という。)から考査を行うことを命じられた者(以下「考査員」という。)が実施し、総務部長がこれを総括する。

(考査員の権限)

第4条 考査員は、考査を行うため必要な限度において、書類若しくは物件の提示を求め、又は関係者に質問し、若しくは説明を求めることができる。

(考査員の遵守事項)

第5条 考査員は、考査の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 常に公正かつ温和な態度であること。
- (2) 正確な資料及び事実に基づいて厳正に行うこと。
- (3) 業務の運営に支障を与えないよう配慮すること。
- (4) 過誤や不正行為の糾明、事務運営上の支障となるものの発見等に当たっては、その原因について十分検討すること。
- (5) 欠陥を指摘するほか、長所の賞揚に留意すること。
- (6) 改善意見の提示に当たっては、いたずらに理論に走ることなく、実情に即して行うこと。

(7) 考査上知り得た事項をみだりに他人に漏らし、又は自ら窃用してはならない。

第6条から第8条まで 削除

(考査結果の報告)

第9条 総務部長は、考査が終了したときは、遅滞なく、局長に考査結果を報告しなければならない。

2 総務部長は、必要と認める場合は、考査結果を関係部課の長に送付する。

(改善事項の提示)

第10条 総務部長は、考査の結果必要と認める事項について、局長の命を受けて、関係部課の長に対し、必要な改善事項の提示を行う。

2 前項の規定により、改善事項の提示を受けた関係部課の長は、それに基づき必要な措置をとり、その結果を遅滞なく総務部長を経由して局長に報告しなければならない。

(推賞措置)

第11条 総務部長は、考査の結果特に優良と認める部課又は職員があるときは、これを表彰するため、関係部課の長に対して意見を提示する等必要な措置をとる。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (令和2年南関東防衛局達第5号)

この達は、令和2年10月12日から施行する。